

食安輸発第0420002号
平成21年4月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

韓国産パプリカの取扱いについて

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡により、別表9に掲げる輸出者から輸出されたものにあつては、エトプロホス及びクロルピリホスに係る検査命令を免除しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮パプリカから基準値を超えるフロニカミドが検出されたことから、当該輸出者から輸出されるパプリカについては、エトプロホス及びクロルピリホスに係る検査命令を実施するようお願いします。

また、韓国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で、別表9に記載された検査命令免除対象輸出業者（検査命令該当輸出業者を除く。）からの韓国産パプリカの輸入届出については、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとしたので、御了知の上、検査の実施方よろしくお願いいたします。

GYEONGNAM TRADING INC.

TAM JIN TRADING CO., LTD.